

# 新潟市オープンデータの推進に関するガイドライン

平成 26 年 12 月 4 日制定

## 1 趣旨

本ガイドラインは、新潟市（以下「本市」という。）におけるオープンデータ推進の取り組みについて、基本的な方針を定めています。

## 2 背景

国における「電子行政オープンデータ戦略」（平成 24 年 7 月 4 日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）及び「世界最先端 IT 国家創造宣言」（平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定）を踏まえ、本市においてもオープンデータの推進に取り組みます。

## 3 目的

さらなる行政の透明性・信頼性の向上、業務の高度化・効率化を目指すことはもとより、機械判読可能なデータを提供することにより、アプリ開発や専門的なデータ解析などの新しいサービスを提供するビジネスの創出に期待するとともに、公開データによって、市民協働での地域課題解決に役立てることにつなげていくことを目的とします。

## 4 取り組みの方向性

本市のウェブサイトにおいて公開されているデータなどの情報は、可能な限りオープンデータとして公開します。

ただし、個人情報保護や個別法令などにおいて二次使用が制限されている情報は対象としません。

また、市民、企業、研究機関、NPO 等から、オープンデータの公開要求があった場合には、データ形式の変換に多くのコストを要する場合など、具体的かつ合理的な理由がある場合を除き、速やかにオープンデータとして公開します。

## 5 オープンデータの基本ルール

### (1) 機械判読に適したデータ形式

表の中に入っている数値、テキスト等が処理できるよう、アプリケーションに依存しないデータ形式 CSV 形式を基本とします。

なお、写真、アニメ画像などの画像データは、JPEG 形式で公開します。

### (2) 二次利用が可能なデータの明示

データの二次利用を認めることを原則とし、クリエイティブコモンズを使用しデ

ータ所有者が予め条件を付して許諾していることを明示します。

(3) 二次利用のための情報等の周知

二次利用のために必要な情報（利用条件、免責事項等）は、利用規約等で明記します。

(4) データ等を取得する場合

各所属が取得するデータや各種成果品等については、オープンデータとして公開し二次利用が可能となるよう、収集・調達時に予め調整します。

## 6 その他

本ガイドラインの内容は、国におけるオープンデータ推進の方向性が示された場合やICT 関連技術の進展等に応じて、随時改定を行います。